

新潟県の教育行政と学校

「いじめ」自殺事件と教員「派閥」を中心に

一、上越市のいじめ自殺事件

(二) 新潟県地方事務局の勧告

一九九五(平成七)年十一月に上越市春日中一年伊藤準君がいじめを苦に自殺した事件で、九六(平成八)年八月二十一日に新潟県地方事務局は対策が不十分だったとして、同中学校に対していじめ防止の改善措置をとるよう勧告し、県、上越市の教育委員会に学校指導の強化を要望しました。いじめ事件で法務局が勧告したのは県内で初めてです。全国でも数は少なく、過去十年間で、ちょうど一年前の愛知県西尾市の大河内君自殺事件について四回目です。

勧告書はプライバシーの問題もあって公表されませ

ませんでした。新聞報道によると、勧告書は、学校は伊藤君へのいじめを発見できず、いじめの原因、動機
の分析や全体的把握が不十分だったとし、「学校には生徒・児童の安全保持義務があるが、それが十分尽くされていなかったという点で過失があったといわざるを得ない」と指摘、学校に教育的責任があるとなりました。父親は「学校内でのいじめの存在を公の形で認めてくれたもの」と評価しました。

学校の教育的責任を認めたこの勧告書は、学校や教育委員会に対して厳しいものですが、事件の評価として一応の結論になったといえます。いまここで当の学校や県・上越市の教育委員会が事件以来一貫してその責任を回避しようとしてきた経緯を振り返

つてみると、新潟県の学校や教育行政が死を選ばざるをえなかったひとりのいたけな少年とその親に対していかにもごい仕打ちをしたかが明らかにあります。以下は主に『新潟日報』等の新聞報道によっています。

(二)「いじめ類似行為」は自殺の「遠因」

伊藤君は二通の遺書のうち公表された遺書にいじめた生徒五人の実名、服をぬがされたり水をかけられたりした事実と、「生きているのがこわいのです。あいつらは僕の人生をうばっていきましました。僕は生きていくのがいやになったので死なせて下さい」と書きましました。いじめによる自殺は明らかでした。

自殺の原因と学校の教育的責任を明確にするよう求めていた父親に対して、ひと月後の十二月二十五日、春日中学校と市教委は県教委と顧問弁護士と慎重に協議した回答書(未公開)を父親に提示しました。その内容は「遺書に書かれたいじめ類似行為が、自殺の遠因の一つ」とし、「原因は複合的なもの」で家庭問題が自殺の一因とするものでした。その根拠は、数日後学校に残された遺品のなかから見つかった「家庭生活ノート」(補助教材、未公開)に家庭への不満や悩みが記されていることをあげました。原因を家庭問題に傾斜させ、遺書をあえて傍らにおきました。訴訟にな

った場合を考慮した弁護士のアドバイスといわれま

す。

今年(九六年)二月二十一日、学校と市教委は父親に対して最終調査報告(未公開)を手渡しました。自殺原因について「いじめは遠因の一つ」としてきた見解を、警察の調査とはほぼ同じ内容の「いじめは要因の一つ」に改め、学校・市教委の「道義的責任」を認めました。しかし、父親が求めていた学校の「教育的責任」は盛り込まれませんでした。これについて市教育長は「顧問弁護士らの指導で、道義的責任にとどめた」と説明し、この段階でも、訴訟対応への配慮をにじませています。父親は不満を表明、さらに見直しを求めるとし、とくに教育的責任の問題で「報告書は自殺の原因をいじめた側に押しつけている」といいました。

もうひとつ伊藤君の学校との「連絡帳」には夏休み前後から「つかれた」という表現が急に増え、九月には十九回出てきます。十一月二十二日に突然「自殺しようと考えた。遺書も書いた」と死を意識した記述があり、「連絡帳」は翌二十三日「あの世であいつらをうらみまします。さようなら」でおわります。この両日の記載を担当は見えていません。二十七日に

自殺しました。また、新聞は家庭環境にもふれていません。「連絡帳」には家族に関する直截の記述はありませんが、家にいる休日は「たいくつ」と繰り返して記しています。

「連絡帳」を分析した上越教育大の松元助教は次のように指摘しました。いじめはわからなかった、教師の力量の不足を感じるといった学校の説明に対して、「この（つかれた）等の」記述は特異。サインに気づかなければおかしい。「たいくつ」の記述については「家庭が休息の場になっていなく、家庭でも問題があったように感じられる」。「自殺の直接のきっかけはいじめかもしれないが、SOSに気づかない学校、家庭の両方でストレスがたまり、追いつめられたようだ」。今回の勧告にあたって法務局長が談話で「心の居場所となる家庭づくり」にふれたが、父親は「自分にはこの点が一番欠けていた」ともらしたといえます。

(三) 問題の核心はどこにあるか

問題の核心は、学校と市教委が県教委と緊密な連絡をとりながら、いじめ自殺事件に対する「教育的責任」、法務局が指摘する「学校には生徒・児童の安全保持義務があるが、それが十分尽くされていないかったという点で過失があった」点の責任を終始回避しようとした

点にあります。

親にとってわが子がいじめによって自殺するほど耐えがたい事実はありません。それも子どもの成長と発達を保障するよう信託している学校で起こったにもかかわらず、訴訟対応を優先する教育とは異質な価値基準によって学校が動いていることを知らされて親は深く傷つきます。親にとっていまや抱きしめながら聞いてやることもできない「わが子に関する情報」はわが子そのもののなのです。伊藤君の事件では春日中や上越市教委がその情報すらきちんと親に報せる意志をもたなかったということでしょう。

もうひとつ。過密なカリキュラムのなかで勉強が追いつかず、不合理な校則にしばられ、時には教師から暴力をふるわれ、のびのびするはずの部活動でも選手制を理由に競争と評価を強いられるなかで、生徒は居場所を失います。いじめ行為はそんな学校をもっと人間らしく変えてほしいというサインと見ることができます。もとよりいじめた側の責任は厳しく問われなければなりません。法務局が学校の過失を改めて認めたのは、学校が自らの責任は回避し、責任をいじめた側に転嫁してはならないといっているのです。伊藤君の父親もそのことをいいたか

つたのだと思います。

つまりは、県の教育行政や学校は自分たち特有の価値基準にあわない、あるいは自分たちが不利になるかもしれない場合、生身の血の通った個人をいとも簡単に切り捨てるといことです。一方幸福感とか愛情に基準をおく家族は、それとはまったく異なる強固な学校の価値基準に個人として対応するわけで、多くの場合深い傷を負うことになります。

二、県は事態の深刻さを見ていない

本書の他の箇所で触れられているように、新潟県の小・中学校における児童生徒の「学校きらい」による不登校「いじめ」の発生割合は全国平均を大きく上回っています。

年間五〇日以上欠席のうち「学校きらい」を理由とする割合は、新潟県は小学校で九二（平成四）年、九三年、九四年と続けて全国二位、中学校では九二（平成四）年、九三年、九四年と続けて全国一位。九四年は全国平均の一・四倍です。とくに中学校のそれは全国に比して急増といつてよく、その間、人数で一二三五、一三七八、一五〇一と推移します。いうまでもなく、「学校きらい」の内容には「いじめ」

「勉強についていけない」等が圧倒的に多く、一般に「不登校」といわれるものにあたります。また「不登校」は学校の価値に対する子どもからの異議申し立てとも、離脱の行動化とも見られます。

「いじめ」はどうか、新潟県の九四（平成六）年度の中学校のいじめ発生校率は、前年度の三九・六%（全国三一・九%）から一気に七〇・三%になり、全国の五五・〇%に対して異常に高く全国三位になりました。翌九五（平成七）年度には七五・一%と急速に「いじめ」学校がふえています。「いじめ」統計特有の暗数の多いさを考慮すれば、新潟県のほとんどの中学校ということになるかも知れません。小学校の発生校率はほぼ全国水準で、九五年度は三五・一%でした。

ちなみに、県の報告によると、「いじめ」は全国の傾向とほぼ同じく小学校では学年が進行するにつれて増加します。中学一年で男女ともピークに達し、中学三年で小学六年のレベルにまで減少します。ただし、九四（平成六）年の小学六年と中学一年の発生件数を比較すると、全国が一・七倍に対して新潟県は二・二倍になり、中学一年の増加率が異常に高くなっています。伊藤君も中学一年でした。

では、伊藤君の事件を契機に県はどんな対策を講じたのでしょうか。

九六（平成八）年二月の県議会総務文教委員会に「平成八年度いじめ対策の概要」を提出しましたが、中心は啓発活動で、実質的な新たな県の施策といえるものは、カウンセラーをすべての中学校に年三回派遣し、保護者、教員等を中心に助言・指導をおこなう、といった対症療法にすぎません。五年計画ですべての中学校にカウンセラーを配置するとした埼玉県とは対照的です。

また、県教育長の各市町村教育長と小中学校長あての通知「学校における業務の精選・見直しについて」（四月二十五日）は、教員の極端な多忙が子どもと触れ合う余裕をなくし、「いじめ」の発見を遅らせ、「不登校」に十分に対応できないという県教委のある種の危機感を反映していますが、特殊新潟県的事情をも垣間見えます。

「通知」は要するに第一に、校務、研修等のやり方を合理化して教員の負担を軽減すること、第二に、「通知」の文言そのものからは読みとりにくいですが、新聞報道等を総合すると、教員の多忙の元凶である市町村や「教育諸団体」の研究指定校を当分の間原則中止

することのようです。

市町村その他の研究指定校は、九五（平成七）年度、小学校で一・一九校中学校で六三校です。そのうち「教育諸団体」によるものが小学校七四、中学校三四、計一〇八。全体のほぼ六割をしめます。この「教育諸団体」の主要部分がかの悪名高い教員派閥（いわゆる「学閥」）です。だからこそ「新潟日報」（四月二十六日）がこの指定校原則中止をさして「学閥支配にくさび打つ」と報じたのでした。これは当面は評価できる施策ですが、この際教員派閥による学校支配の廃絶に向けたプログラムを提示すべきだと思います。

三、教員派閥が県教育を支配する

県の小中学校を支配している教員派閥のオモテの顔が職能集団としての「教育研修団体」です。さきの「日報」は次のように報じました。「研究校に指定されると、学科別の分科会や全体会まで月数回の会議をもつ。そのうえ「他の学閥の研究會より立派な発表をしなければ出世に影響する」といった声もあり、研究発表での学閥の圧力は、教師を精神的に縛りつけ、余裕を失わせていた」。ひとつの指定研究は



大抵三年つづき、教員は疲れ果てます。研究校の指定は地域ごとに派閥のボスである校長たちの談合でできまり、校長個人の退職記念として指定を受ける場合（引退興行）すらあるといひます。

新潟県の教員派閥については「にいがた県民教育研究所」が季刊『にいがたの教育情報』（機関誌）で第九号（八五年）から第三六号（九四年）まで足掛け九年にわたって掲載した膨大な研究成果があり、近くは黒川勝己教授（新潟大学）の論考「教育界の『閥』支配と教員人生」（『人間と教育』第八号、労働旬報社、一九九五年）があります。そこには派閥のウラ（本質）の顔が克明に照らしだされています。それらを参考に略述すると以下ようになります。

教員派閥の源流は新潟師範学校（新潟市）と高田師範学校（上越市）の卒業生の校長ポストをめぐる「縄張り争い」です。戦後、師範学校がなくなり、出身学校を問わない任意加入のインフォーマル（非公式）な団体として再編成し、新潟系が「ときわ会」、高田系が「公孫会」を名乗り、二大派閥を形成しました。したがって、いまや同窓会「学園」ではなく、単なる「派閥」です。その他に、相対的に弱小の「新陽会」「校友会」、二大派閥に従属的な「女教員会」があり、新

潟県の小・中・養護学校教員約一万六千人のうち約一万人が組織されています。ちなみに、「ときわ会」は女性の加入を認めていません。

小・中学校の校長・教頭ポストは××小学校は「ときわ会」、〇〇中学校は「公孫会」といった具合に、各学校ごとにほぼ例外なく不動の指定席として二大派閥によって占められ、校友会、女教員等の弱小派閥は僻地校が指定席です。会員外の教員が管理職に登用されることは絶対ありません。人事を職務とする県教委や各地区教育事務所の管理主事が派閥のエージェント（代理人）としてその指定席に派遣され、管理職登用だけでなく、人事異動も閥内の非公式懇談会で行き先が決まります。だから日常的に派閥に対する忠誠が試され、会員は会員でさきの指定研究で閥内競争をさせられます。学校運営でも担当学年や教科、担当授業時数、校務分掌などもしばしば「閥」の会合で予め話し合われます。非会員や女性はいかの外です。したがって、教員の新採用についても、それが公正に行なわれていると想像するのには無理があります。

教員組合本部の人事も派閥の手のなかにあります。委員長、副委員長、書記長、書記次長の四つのボス

トに「ときわ会」と「公孫会」から二名づつだすという談合が成立しています。組合役員も管理職への階梯のひとつです。「閥」の幹部と料亭等で打ち合せをします。支部も同様です。

退職後の面倒もみえます。公民館長、各種指導員等多くの自治体で社会教育のポストが校長経験者等「閥」幹部を中心に配分されます。

以上のように、派閥は研究会等を推進する職能集団としてのオモテの顔をもっていますが、本質は管理職人事から、日常の教員の管理までを一手ににぎる利権集団です。内部はあたかも封建的な主従関係が貫き、益暮れのその筋へのつけ届けを欠かしてはならず、幹部の指示にしたがつて労力と金銭を惜しんではならない、スジを通すことはもつとも嫌われる。こうして正義感も良心も磨滅していきます。「法の下の平等」も「男女雇用機会均等法」も基本的人権すらなんのそのです。

以上のような腐敗しきつた隠然たる利権集団が存在するのは新潟県だけであり、それを事実上承認している教育行政は新潟県だけです。六月県議会で県教育長が質問に答える形で、はじめて公式に「閥」の存在とその不行跡を認めました。いま、さきの黒川教授など

を先頭に「閥」による公教育支配をやめさせる市民的運動が始まっています。

四、新潟県は教育・文化の後進県

最近新潟県の中学校で不登校がなぜ急増しているのでしょうか。県教委は「わからない」といっています。行政としては無責任です。

新潟県政では教育と福祉が極端に軽視されています。二十年前に県財政に占める割合が三三%あった教育委員会費は、年々通減して九六年度は戦後初めて二〇%を割り、一九・九%になりました。全国平均は二三・三%（九四年度）です。県単独で雇用する「県単教員」は隣の長野県や富山県の四分の一の水準です。その一方で、大学進学率が全国最低水準なのは志願率が低いためだ、また親の文化水準が低いせいもあると、県教委が「大学とはいいいものだ」という前代未聞のキャンペーンを親に向かってします。

福祉費である民生費も極端に少なく、県財政割合で全国四六位。在宅寝たきり老人の割合が全国三四・三%に対して新潟県は五六・四%と悲惨な状態です。そこには老人が老人を介護するという多数の具体的な現実があるわけです。

一方、九六年度予算でついに土木費が三〇・五%（全国一位）と空前の公共事業費になりました。全国平均は二一・七%（九四年度）です。大規模ダム、道路、港湾などの大型事業に投資を集中させます。九四年度決算では県内二千社のうちわずか十一の大手が契約の二二%を占めました。

こう見てくると、戦後政治の最悪のパターンが新潟県に集中しているようです。本来県民一人ひとりの教育や福祉に充てられるはずの県予算が、県内や東京の大手ゼネコンに吸い上げられていきます。そんななかで、父親は伊藤君が自殺したあとは「わが子そのものであるような情報」の提供を教育委員会と協議した学校によって拒否されました。多くの良心も正義感もある教師が派閥に属さないというそれだけの理由で徹底的に差別され、排除されています。一人ひとりの血の通った生活者としての県民の苦痛には見向きもしないというのがいまの新潟県政であり、教育行政ではないでしょうか。新潟県における子育ての困難さは一人（ひとしお）であるということになります。

五、打開の道はあるか

巻町や沖縄県の住民投票が示すように、一人ひと

りの市民がはつきりと自分の意思を表明することによって、長い間住民の意向を軽視または無視してきた政府や行政に政策の変更を迫っています。自分たちの町や県の未来は直接自分たちで決めたいという意志がいま地方自治の新しい流れをつくろうとしています。

そのことは学校と子ども、親との関係でもいえます。子どもにしかじかの教育をしてほしいと親が声をだすことから始まるのではないのでしょうか。「子どもの権利条約」は十二条で子どもに関わるすべてのことで子どものいい分をきかなければならない（意見表明権）といっています。親は自分の子育ての権利（親権）の一部を教育の専門家集団である学校に信託しているといえます。学校は子どもの教育について親の意見を聴く義務があります。それを欧米では法的に保障しています。

状況が逼迫すればそれだけ打開のための運動は発展します。本書前掲のような諸運動の発展がその地平を開いていきます。

（八木 三男）